

牧之原市仁田テニスコート使用料

(1) テニスコート使用料(1面につき)

時間区分 使用区分	午前8時30分から午後5時まで
市内	無料
市外	310円

備考

- 1 使用時間を超えた場合の使用料は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、当該使用料の1時間相当額を割増徴収する。
- 2 使用区分中「市内」とあるのは市民等(市内在住、在勤若しくは在学する者又は市内の事業所をいう。以下同じ。)の使用に供する場合の使用料、「市外」とあるのは市民等以外の使用に供する場合の使用料をいう。
- 3 使用料金については、消費税を含む。

(2) アーチェリー施設使用料(一的につき)

時間区分 使用区分	午前8時30分から午後6時30分まで(4月~9月) 午前8時30分から午後5時30分まで(10月~3月)	午後6時30分から午後9時30分まで(4月~9月) 午後5時30分から午後9時30分まで(10月~3月)
市内(1時間)	1時間当たり 100円	1時間当たり 360円
市外(1時間)	1時間当たり 210円	1時間当たり 730円

備考

- 1 使用区分中「市内」とあるのは、市民等(市内在住、在勤若しくは在学する者又は市内の事業所をいう。以下同じ。)の使用に供する場合の使用料、「市外」とあるのは、市民等以外の使用に供する場合の使用料をいう。
- 2 夜間料金は、3時間分を限度額とする。
- 3 使用料金については、消費税を含む。